

宇土市公告第170号

市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宇土市契約事務規則（平成14年規則第16号）第7条の規定に基づき公告する。

令和7年12月26日

宇土市長 元松 茂樹

1 入札に付する物件

売却区分番号	財産名称	初年度登録	総排気量	走行距離	車検	予定価格	入札保証金
607-1	消防積載車	H17.7	1.99L	11,567Km	一時抹消登録	180,000円	18,000円
607-2	消防積載車	H17.7	1.99L	5,745Km	一時抹消登録	180,000円	18,000円

※ 走行距離は、引き渡しまでの間に増加する場合がある。

※ 予定価格は、あらかじめ市が定めた最低売却価格（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく再資源化等に係る料金（以下「リサイクル料」という。）及び消費税等相当額を含む。）である。

2 入札の方法に関する事項

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用して行う。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる方
- (2) 自己又は自社の役員等が、宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号から第4号までに該当する者
- (3) 参加仮申込日現在において、18歳未満の方
- (4) 入札手続きについて、日本語を完全に理解できない方
- (5) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）がない方
- (6) 宇土市が定める宇土市インターネット公有財産（自動車）売却ガイドライン及びKS-I官公庁オーバークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

- (7) 物品の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (8) 当該入札に係る物品に関する事務に従事する本市の職員

4 入札の参加申込みに関する事項

(1) 仮申込み

入札に参加を希望しようとする者は、令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時までに売却システムで仮申込みの手続きを行うこと。

(2) 本申込み

仮申込みの手続きが完了した後、令和8年2月6日（金）午後5時までに、公有財産売却一般競争入札参加申込書に必要書類を添付し、郵送又は持参して提出すること。

①郵送する場合

（ア） 送付先 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51
宇土市役所 総務部 危機管理課

（イ） 期 限 令和8年2月6日（金）までに必着

②持参する場合

（ア） 受付先 宇土市役所総務部危機管理課

（イ） 時 間 市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日・日曜日を除く。）

（3） 申込みに必要な書類は、別紙「提出書類一覧表」で確認すること。

（4） 本申し込みに必要な費用は、参加申込者の負担とする。

5 売却物件の下見に関する事項

（1） 下見を希望する者は、事前に宇土市危機管理課に電話し、予約すること。

（ア） 場 所 宇土市役所（引渡時保管場所）

（イ） 日 時 令和8年1月19日（月）から令和8年1月30日（金）まで（ただし、土曜日・日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（2） 下見で確認しない場合も入札に参加できるが、売却物件に関するすべての事項を了承しているものとみなす。

（3） 下見において試運転はできないものとする。

6 入札に関する事項

（1） 入札の方法及び期間

売却システム上で、入札価格（リサイクル料及び消費税等相当額を含む。）を、令和8年2月17日（火）午後1時から令和8年2月24日（火）午後1時までの期間内で登録すること。なお、入札価格の登録は1度しか行うことができない。

(2) 開札日

売却システム上で、令和8年2月24日（火）午後1時から行う。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、宇土市が売却物件ごとに定めた入札保証金を、参加仮申込みの際に、所定の手続きに従ってクレジットカードで納付すること。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に全額充当する。
- (3) 入札保証金には、利息を付さない。
- (4) 落札者以外の者は、クレジットカードからの入札保証金の引き落としは行わない。
- (5) 落札者が、宇土市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は宇土市に帰属する。

8 落札者の決定に関する事項

- (1) 開札後、売却物件ごとに入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。
ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。
- (2) 入札参加資格がない者が行った入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 契約に関する事項

- (1) 落札者は、令和8年3月3日（火）午後5時までに、宇土市が送付した契約書を郵送又は持参して宇土市と契約を締結しなければならない。
 - ①郵送する場合
 - (ア) 送付先 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51
宇土市役所 総務部 危機管理課
 - (イ) 期限 令和8年3月3日（火）までに必着
 - ②持参する場合
 - (ア) 場所 宇土市役所総務部危機管理課
 - (イ) 時間 市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日・日曜日を除く。）
- (2) 必要書類は、別紙「提出書類一覧表」で確認すること。

10 契約保証金に関する事項

- (1) 契約保証金は、入札保証金と同額とし、契約締結時に納付された入札保証金は、契約保証金に全額充当する。

- (2) 契約保証金には、利息を付さない。
- (3) 契約に必要な費用は、参加申込者の負担とする。

1 1 売払代金の残金の納付に関する事項

- (1) 売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。
- (2) 売払代金の残金は、宇土市が指定する方法で、令和8年3月10日（火）午後2時30分までに宇土市が納付を確認できるよう一括で納付すること。
なお、期限までに売払代金の残金の納付が確認できなかった場合は、売却の決定を取り消し、契約保証金は宇土市に帰属する。
- (3) 売払代金の残金の納付に要する費用は、落札者の負担とする。

1 2 売却物件の引き渡しに関する事項

- (1) 引き渡しは、売払代金の残金を納付したときの現状有姿かつ一時抹消登録（軽自動車の場合は一時使用中止）とする。
- (2) 引き渡しの日時及び場所は、宇土市が落札者に別途通知する。
- (3) 必要書類は、別紙「提出書類一覧表」で確認すること。
- (4) 引き渡しに要する全ての費用は、落札者の負担とする。
- (5) 引き渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等は、宇土市は一切の責任を負わないものとする。

1 3 所有权移転及び名義変更に関する事項

- (1) 売却物件の所有権は、落札者が売払代金の残金を納付したときに移転する。
- (2) 落札された物件は、一時抹消登録となっているので、引き渡し後に落札者において車検及び登録手続き等を行い、登録手続きが完了後、速やかに車検証（解体等をした場合は、その事実を証明するもの）の写しを宇土市に提出すること。
- (3) 車検及び移転登録（再登録等）の手続きに要する全ての費用、公租公課等は、落札者の負担とする。
- (4) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。
- (5) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

1 4 その他注意事項

- (1) 契約締結後に発生した公有財産に品質上の問題があるなど、いかなる理由が発見されても、宇土市は、契約不適合責任を負わない。
- (2) 提出された申込書及び必要書類一式は、理由の如何、落札の有無に関わらず一切返却しない。

(3) 本公告に記載するもののほか、必要な事項については、宇土市公式ホームページ及び
売却システムに公開する宇土市インターネット公有財産（自動車）売却ガイドラインの
とおりとする。

1 5 本入札に関する問い合わせ先

- (1)住 所：〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51
- (2)担 当 課：宇土市役所総務部危機管理課
- (3)電話番号：0964-22-1111（内線243）
- (4)E-mail：kikikan01@city.uto.lg.jp

提出書類一覧表

【参加本申込時（参加申込者）】

提出書類	個人	法人
1 公有財産売却一般競争入札参加申込書 ※1つの売却物件につき1枚、原本のみ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 誓約書 ※1つの売却物件につき1枚、原本のみ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 顔写真付きの公的機関発行の証の写し ※運転免許証、マインバーカード、旅券等のうちいずれか1通	<input type="radio"/>	\
5 商業登記簿謄本の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの	\	<input type="radio"/>
以下6~9は、代理人に委任する場合のみ	個人	法人
6 委任状（入札手続等用） ※1つの売却物件につき1枚、原本のみ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7 代理人の印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8 代理人の顔写真付きの公的機関発行の証の写し ※運転免許証、マインバーカード、旅券等のうちいずれか1通	<input type="radio"/>	\
9 商業登記簿謄本の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの	\	<input type="radio"/>

【落札後（落札者）】

提出書類	落札者	
① 契約を締結するとき	個人	法人
1 契約書又は請書（市から2部送付します。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明）の原本	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 商業登記簿謄本の原本（入札参加本申込前90日以内に発行されたもの）	\	<input type="radio"/>
5 保管依頼書（市が指定した日までに引き取りができない場合のみ）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6 委任状【売却物件受取用】（受け取りを代理人に委任する場合のみ）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
② 売却物件を引き渡すとき	個人	法人
1 宇土市が電子メールで送付した書面（印刷したもの）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 公有財産受領書兼関係書類受領書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3 売却物件の受取者の顔写真付きの公的機関発行の証（原本提示） (運転免許証、マインバーカード、旅券等のうちいずれか1通)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 売却物件の受取者が配達業者の場合は、その社員証（原本提示）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③ 移転登録手続が完了したとき	個人	法人
1 車検証（解体等をした場合は、その事実を証明するもの）の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(注意事項)

※上記に掲げる書類等のほか、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

※原本提示書類は、宇土市がその写しを取らせていただくことがあります。

※提出いただいた書類は、全て返却できません。